

証明書自動更新オプション 利用特約

第1条（本特約の適用）

- 1 本特約は、株式会社セキュアスカイ・テクノロジーの提供する Scutum の付帯サービスである 証明書自動更新オプション（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めます。
- 2 証明書自動更新オプションの利用に関して、Scutum 利用規約と本特約が矛盾する場合、本特約が優先して適用され、本特約に矛盾しない限りにおいて Scutum 利用規約を適用します。
- 3 本特約で使用する用語は、特に定めのない限り、Scutum 利用規約の定義を適用します。

第2条（サービス内容）

- 1 契約者は当社に対して、以下の業務を委託します。
 - (1) Scutum で利用するために発行される SSL/TLS 証明書（対象 WEB サイト自体のドメインに発行される SSL/TLS 証明書は含めません。以下「本件証明書」といいます。）についての認証申請、購入、及び本件証明書の対象 WEB サイトの Scutum への適用
 - (2) 本件証明書の有効期限の確認及び自動更新対応
 - (3) 契約者に対する(1)及び(2)の業務報告書の提供
- 2 契約者と当社は、前項(1)の本件証明書の認証取得の主体が、契約者ではなく当社であることを確認します。
- 3 当社は契約者に対して、本件証明書の秘密鍵を公開せず、安全な環境下で生成及び保管します。
- 4 契約者は、当社が第1項の業務を遂行するために当社が求める、必要情報の提供、書類の提出、及び契約者における設定作業等について、正確かつ遅滞なく行うものとします。契約者が、当社の求める必要情報の提供、書類の提出、及び契約者における設定作業等について遅滞なく履行しないことにより、契約者又は第三者に発生した損害した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3条（利用契約の締結）

証明書自動更新オプションの利用契約は、Scutum の契約者が、証明書自動更新オプションの利用について当社所定の方法により利用申込みを行い、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、証明書自動更新オプションの利用申込者は Scutum 利用規約及び本特約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が Scutum 利用規約及び本特約を承諾しているものとみなします。

第4条（委託手数料）

- 1 委託手数料については、当社の指定する方法にて別途合意するものとします。
- 2 当社は、契約者が委託手数料を支払わないときは、証明書自動更新オプションの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 3 前項を理由として、証明書自動更新オプションの提供を受けられなかったことにより契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 当社は契約者に対して、支払い済みの委託手数料についての払い戻しを一切行わないものと

します。

第5条（免責）

- 1 当社は、契約者、認証局、又は第三者の故意又は過失により契約者に発生した損害について責任を負わないものとします。
- 2 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、証明書自動更新オプションの利用に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、委託料の直近1年分で発生した委託手数料の3倍の金額を超えないものとします。
- 3 前項に定める損害賠償額の制限は、当社の故意又は重過失により生じた損害には適用されないものとします。

第6条（有効期間）

- 1 本特約は、Scutum の利用契約の有効期間を適用します。
- 2 本特約は、Scutum の利用契約が終了した場合、当然に終了します。

第7条（解約及び廃止）

当社及び契約者は、証明書自動更新オプションの利用契約について、Scutum 利用契約とは独立して、Scutum 利用規約第12条ないし16条に従い、解約又は廃止することができるものとします。

第8条（本契約の終了後の処理）

Scutum 利用規約第17条2項の規定の適用について、当社は、本契約が終了した場合には、本件証明書の失効手続きを行うものとし、本件証明書の秘密鍵について契約者に対して返還しないものとします。